

議案第 1 号

令和 2 年度富山県一般会計予算

令和 2 年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 571,213,637 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県 税			146,053,000
	1 県 民 税		43,643,000
	2 事 業 税		31,970,000
	3 地 方 消 費 税		37,742,000
	4 不 動 産 取 得 税		2,503,000
	5 県 た ば こ 税		1,095,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		268,000
	7 軽 油 引 取 税		11,071,000
	8 自 動 車 税		17,719,000
	9 鉦 区 税		1,000
	10 狩 猟 税		6,000
	11 旧 法 に よ る 税		35,000
2 地方消費税清算金			50,361,617
	1 地方消費税清算金		50,361,617
3 地 方 譲 与 税			20,034,201
	1 特別法人事業譲与税		17,782,000

	2 地方揮発油譲与税	1,980,000
	3 石油ガス譲与税	87,000
	4 自動車重量譲与税	114,000
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	39,200
	7 航空機燃料譲与税	32,000
4 地方特例交付金		616,000
	1 地方特例交付金	616,000
5 地方交付税		133,500,000
	1 地方交付税	133,500,000
6 交通安全対策 特別交付金		249,000
	1 交通安全対策 特別交付金	249,000
7 分担金及び負担金		3,892,792
	1 分担金	509,123
	2 負担金	3,383,669
8 使用料及び手数料		9,726,874
	1 使用料	7,708,830
	2 手数料	2,018,044
9 国庫支出金		61,250,096

	1 国庫負担金	21,152,061
	2 国庫補助金	38,788,354
	3 委託金	1,309,681
10 財産収入		899,440
	1 財産運用収入	525,236
	2 財産売却収入	374,204
11 寄附金		121,073
	1 寄附金	121,073
12 繰入金		11,781,534
	1 特別会計繰入金	6,485,473
	2 基金繰入金	5,296,061
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		63,820,109
	1 延滞金、加算金料 及 び 過 料	168,622
	2 県預金利子	2,802
	3 公営企業貸付金入 元 利 収 入	350,212
	4 貸付金元利収入	54,862,808
	5 受託事業収入	157,582

	6 収 益 事 業 収 入	2,900,037
	7 雑 入	5,378,046
15 県 債		68,907,900
	1 県 債	68,907,900
歳 入 合 計		571,213,637
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,092,653
	1 議 会 費	1,092,653
2 総 務 費		27,163,487
	1 総 務 管 理 費	11,841,802
	2 企 画 費	5,828,610
	3 自 然 保 護 費	1,301,878
	4 徴 税 費	4,568,528
	5 市 町 村 振 興 費	719,538
	6 選 挙 費	501,362
	7 防 災 費	1,362,690
	8 統 計 調 査 費	769,293
	9 人 事 委 員 会 費	134,572

一般会計

	10 監 查 委 員 費	135,214
3 民 生 費		51,842,708
	1 社 会 福 祉 費	35,940,717
	2 児 童 福 祉 費	15,599,316
	3 生 活 保 護 費	279,816
	4 災 害 救 助 費	22,859
4 衛 生 費		33,061,835
	1 公 衆 衛 生 費	21,627,608
	2 環 境 衛 生 費	1,331,942
	3 保 健 所 費	1,786,757
	4 医 務 費	4,897,000
	5 薬 務 費	2,157,561
	6 公 害 防 止 費	1,260,967
5 勞 働 費		2,416,610
	1 勞 政 費	575,680
	2 職 業 訓 練 費	1,240,241
	3 失 業 对 策 費	534,165
	4 勞 働 委 員 会 費	66,524
6 農 林 水 産 業 費		39,402,396

	1 農 業 費	7,797,586
	2 畜 産 業 費	765,521
	3 農 地 費	17,215,627
	4 林 業 費	11,372,677
	5 水 産 業 費	2,250,985
7 商 工 費		55,422,907
	1 商 業 費	49,243,826
	2 工 鉱 業 費	4,685,508
	3 観 光 費	1,493,573
8 土 木 費		63,612,032
	1 土 木 管 理 費	1,143,738
	2 道 路 橋 り ょ う 費	28,231,124
	3 河 川 海 岸 費	18,880,786
	4 港 湾 費	4,839,503
	5 都 市 計 画 費	9,027,703
	6 住 宅 費	1,489,178
9 警 察 費		27,225,747
	1 警 察 管 理 費	26,651,699
	2 警 察 活 動 費	574,048

一般会計

10 教 育 費		108,924,893
	1 教 育 総 務 費	9,928,870
	2 小 学 校 費	32,260,608
	3 中 学 校 費	19,014,839
	4 高 等 学 校 費	28,023,576
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,749,524
	6 大 学 費	4,168,161
	7 社 会 教 育 費	3,732,547
	8 保 健 体 育 費	2,046,768
11 災 害 復 旧 費		5,238,086
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,781,976
12 公 債 費		89,715,508
	1 公 債 費	89,715,508
13 諸 支 出 金		65,894,775
	1 諸 支 出 金	65,894,775
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		571,213,637

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎建設事業費	7,503,362	令和2年度	2,188,322
				令和3年度	4,815,875
				令和4年度	499,165
6 農水産業林費	4 林業費	有峰庁舎新築事業費	323,907	令和2年度	98,891
				令和3年度	225,016
7 商工費	2 工鉱業費	ベンチャー企業等支援事業費	1,038,253	令和2年度	346,083
				令和3年度	692,170

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県議会情報システム事業	令和3年度から 令和7年度まで	5,518
富山県庁情報通信網整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	446,141
地域情報化推進事業	令和3年度から 令和9年度まで	10,125
印刷広報費	令和3年度	2,953
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	令和3年度から 令和10年度まで	令和2年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内
ドクターヘリ運航業務委託	令和3年度から 令和7年度まで	1,143,480
難病等医療費管理システム整備事業	令和3年度から 令和4年度まで	766
ものづくり県とやまの魅力発信・ブランド力向上事業	令和3年度から 令和6年度まで	15,576
元気とやま中小ベンチャー	投資債務保証事業について	47,000

<p>総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>は 令和2年度から 令和14年度まで 融資債務保証事業については 令和2年度から 令和11年度まで 直接投資事業については 令和2年度から 令和12年度まで</p>	
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和2年度</p>	<p>31,000</p>
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、</p>	<p>令和2年度</p>	<p>18,000</p>

信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
経営安定資金企業再生支援 枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援 枠について、信用保険 に付した保証につき代位 弁済した額と保険金受領 額との差額	令和2年度から 令和14年度まで	6,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金につい て、信用保険に付した保 証につき代位弁済した額 と保険金受領額との差額	令和2年度から 令和14年度まで	25,000
富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補 助 相手方 一般財団法人富山勤労総 合福祉センター	令和3年度から 令和12年度まで	元金25,356千円及びその利 子の範囲内
職業訓練コンピュータシス テム整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	2,182
民間委託職業訓練事業	令和3年度から 令和4年度まで	126,603
農業近代化資金利子補給 1 相手方	令和3年度から 令和22年度まで	年4.2%以内の利子補給 167,286

<p>農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第 202 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第 869 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和 3 年度から 令和 9 年度まで</p>	<p>年 3.5 %以内の利子補給 6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金</p>	<p>令和 3 年度から 令和 5 年度まで</p>	<p>年 2.0 %以内の利子補給 660</p>

<p>球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>		
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>令和3年度から 令和27年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方</p>	<p>令和3年度から 令和27年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 7,701</p>

<p>農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p>	<p>令和3年度から 令和17年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 22,802</p>

4 利子補給期間 15年以内		
新規就農者特別保証制度損失補償 1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。) 2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する 損失補償契約の対象となる 債務保証につき、協会 が代位弁済した額と保険 金受領額との差額	令和2年度	1,500
富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会 2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失	令和2年度から 令和11年度まで	元金108,000千円及び延滞金並びに違約金相当額
県営農村地域防災減災事業 釜谷池地区釜谷池堤体改修工事	令和3年度	135,000
県営農村地域防災減災事業 地ヶ越溜池地区地ヶ越溜池堤体改修工事	令和3年度	180,000
県営農村地域防災減災事業 石仏池地区石仏池堤体盛立工事	令和3年度	317,000

<p>県営農村地域防災減災事業 谷内山池地区谷内山池堤体 改修工事</p>	<p>令和3年度</p>	<p>235,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以下「公庫」という。） 2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公社（以下「公社」という。）に造林資金977,200千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けていない元金977,200千円、その利子（遅延利息を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金95,219千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>令和2年度から令和12年度まで</p>	<p>元金95,219千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金2,216,045千</p>	<p>令和2年度から令和3年度まで</p>	<p>元金2,216,045千円及びその利子の範囲内</p>

<p>円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 580,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>令和3年度から 令和23年度まで</p>	<p>年1.33%以内の利子補給 49,576</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものに付き代位弁済した額</p>	<p>令和2年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金</p>	<p>令和3年度から 令和18年度まで</p>	<p>年1.33%以内の利子補給 34,398</p>

600,000千円以内 4 利子補給期間 15年以内		
電子納品推進事業	令和3年度から 令和7年度まで	11,324
富山県道路公社事業資金債 務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自 動車道有料道路事業運転 資金に充てる借入金に係 る債務	令和2年度から 令和12年度まで	元金1,000,000千円及びそ の利子相当額
一般県道八町大門線あいの 風とやま鉄道線小島踏切拡 幅委託工事	令和3年度	220,000
一般県道黒川滑川線あいの 風とやま鉄道線沖田踏切拡 幅委託工事	令和3年度	220,000
一般国道472号栃折拡幅1 号橋上部工工事	令和3年度	70,000
主要地方道砺波福光線道路 改良用地取得及び物件移転 補償	令和3年度	54,000
主要地方道富山立山公園線 道路総合交付金富立大橋上 部工工事	令和3年度から 令和5年度まで	2,175,000
主要地方道高岡環状線橋梁 上部工第4工区工事	令和3年度	390,000

富山新港元気の森公園管理事業	令和3年度	353
外港緑地整備に伴うパイプラインの移設補償	令和3年度	350,000
都市計画道路駅南中央線あいの風とやま鉄道線福光街道踏切拡幅委託工事	令和3年度	250,000
県民公園太閤山ランドプール広場塗装工事	令和3年度	20,000
共通事務効率化推進事業	令和3年度から 令和5年度まで	89,238
県立学校情報教育設備整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	114,675
富山東高校体育館改築事業	令和3年度	275,000
I C T教育推進事業	令和3年度から 令和7年度まで	420,350
富山県総合教育センター情報教育設備整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	20,122
交通管制システム整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	150,568
科学鑑定機材整備事業	令和3年度から 令和9年度まで	34,060
警察官待機宿舎整備事業	令和3年度から 令和32年度まで	285,930
警察総合情報管理システム整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	20,919

通信指令システム整備事業	令和3年度から 令和7年度まで	220,314
交通警察運営機材整備事業	令和3年度から 令和8年度まで	8,589
県営住宅管理システム整備 事業	令和3年度から 令和7年度まで	16,661

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	4,454,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	10,000			
緊急防災・減災費	2,265,000			
並行在来線 対策費	693,000			
老人福祉施設 整備費	63,000			
公事等補助費	16,598,000			
県単独農林水産業 施設整備事業費	10,000			
直轄事業費 負担金	11,477,000			
公園整備事業費	256,000			
公営住宅建設 費	132,000			
地方道整備 費	3,002,000			
自然災害防 止費	1,148,000			
警察施設整備 費	1,712,000			
高等学校整備 費	663,000			
臨時高等学校 整備事業費	1,582,000			
特別支援学 校建設事業費	99,000			

地 域 活 性 化 費	191,000			
施 設 整 備 補 助 費	178,000			
補 助 直 轄 災 害 費	1,913,000			
単 独 災 害 復 旧 費	61,000			
行 政 改 革 推 進 費	1,000,000			
退 職 手 当 債	2,000,000			
臨 時 財 政 對 策 債	19,400,000			
計	68,907,900			

議案第 2 号

令和 2 年度富山県物品調達等管理特別会計予算

令和 2 年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 798,329 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			8,580
	1 繰 越 金		8,580
2 諸 収 入			789,749
	1 雑 入		789,749
歳 入 合 計			798,329
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			798,329
	1 総 務 管 理 費		798,329
歳 出 合 計			798,329

議案第 3 号

令和 2 年度富山県公債管理特別会計予算

令和 2 年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,273,845 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			93,513,845
	1 一 般 会 計 繰 入 金		89,661,235
	2 基 金 繰 入 金		3,852,610
2 県 債			65,760,000
	1 県 債		65,760,000
歳 入 合 計			159,273,845
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			159,273,845
	1 公 債 費		159,273,845
歳 出 合 計			159,273,845

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	65,760,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

令和 2 年度富山県収入証紙特別会計予算

令和 2 年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,626,490 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,626,489
	1 証 紙 収 入		3,626,489
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,626,490
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,626,490
	1 他 会 計 繰 出 金		3,626,490
歳 出 合 計			3,626,490

議案第 5 号

令和 2 年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

令和 2 年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 83,454 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			260
	1 一般会計繰入金		260
2 繰 越 金			22,934
	1 繰 越 金		22,934
3 諸 収 入			60,260
	1 県預金利子		5
	2 貸付金元利収入		59,945
	3 雑 入		310
歳 入 合 計			83,454
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			83,454
	1 児 童 福 祉 費		83,454
歳 出 合 計			83,454

令和 2 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

令和 2 年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 647,579 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			6,176
	1 繰越金		6,176
2 諸収入			321,403
	1 県預金利子		69
	2 貸付金元利収入		319,334
	3 雑収入		2,000
3 県債			320,000
	1 県債		320,000
歳入合計			647,579
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商工費			647,579
	1 工鉦業費		647,579
歳出合計			647,579

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

令和 2 年度富山県就農支援資金特別会計予算

令和 2 年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,835千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			25,287
	1 繰 越 金		25,287
2 諸 収 入			14,548
	1 貸付金元利収入		14,548
歳 入 合 計			39,835
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			39,835
	1 農 林 金 融 対 策 費		39,835
歳 出 合 計			39,835

議案第 8 号

令和 2 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 2 年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,052
	1 一般会計繰入金		1,052
2 繰 越 金			22,882
	1 繰 越 金		22,882
3 諸 収 入			47,118
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		47,116
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			71,052
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			71,052
	1 水 産 業 費		71,052
歳 出 合 計			71,052

議案第 9 号

令和 2 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

令和 2 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 278,811 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		30,416
	1 負 担 金	30,416
2 使用料及び手数料		86,001
	1 使 用 料	86,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		47,685
	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,685
5 繰 越 金		24,404
	1 繰 越 金	24,404
6 諸 収 入		90,304
	1 県 預 金 利 子	14
	2 貸 付 金 元 利 収 入	32,581
	3 雑 入	57,709
歳 入 合 計		278,811

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			278,811
	1 林 業 費		278,811
歳 出 合 計			278,811

議案第 10 号

令和 2 年度富山県奨学資金特別会計予算

令和 2 年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 169,178 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,031
	1 一般会計繰入金		4,031
2 繰 越 金			15,028
	1 繰 越 金		15,028
3 諸 収 入			150,119
	1 貸付金元利収入		142,777
	2 雑 入		7,342
歳 入 合 計			169,178
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			169,178
	1 教 育 総 務 費		169,178
歳 出 合 計			169,178

議案第 11 号

令和 2 年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 2 年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,736,964 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			619,963
	1 財 産 運 用 収 入		4,696
	2 財 産 売 払 収 入		615,267
2 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
3 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,736,964
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			4,696
	1 総 務 管 理 費		4,696
2 土 木 費			1,732,268
	1 土 木 管 理 費		405,268
	2 県単独公共用地先行 取 得 事 業 費		1,322,000
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	1,736,964

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	令和3年度から 令和4年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和 2 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

令和 2 年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,300,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			186,381
	1 財 産 運 用 収 入		186,381
2 繰 越 金			6,114,146
	1 繰 越 金		6,114,146
3 諸 収 入			73
	1 県 預 金 利 子		73
歳 入 合 計			6,300,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			6,300,600
	1 総 務 管 理 費		6,300,600
歳 出 合 計			6,300,600

議案第 13 号

令和 2 年度富山県国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,938,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			23,225,360
	1 負 担 金		23,225,360
2 国 庫 支 出 金			21,442,275
	1 国 庫 負 担 金		15,165,721
	2 国 庫 補 助 金		6,276,554
3 前期高齢者交付金			31,911,457
	1 前期高齢者交付金		31,911,457
4 共同事業交付金			66,322
	1 共同事業交付金		66,322
5 財 産 収 入			179
	1 財 産 運 用 収 入		179
6 繰 入 金			4,786,740
	1 一般会計繰入金		4,751,355
	2 基金繰入金		35,385
7 繰 越 金			506,488
	1 繰 越 金		506,488

歳 入 合 計		81,938,821
歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		3,420
	1 総 務 管 理 費	2,654
	2 運 営 協 議 会 費	766
2 保険給付費等交付金		66,759,462
	1 保険給付費等交付金	66,759,462
3 後期高齢者支援金等		11,244,505
	1 後期高齢者支援金等	11,244,505
4 前期高齢者納付金等		14,961
	1 前期高齢者納付金等	14,961
5 介 護 納 付 金		3,776,355
	1 介 護 納 付 金	3,776,355
6 病床転換支援金等		66
	1 病床転換支援金等	66
7 共同事業拠出金		66,404
	1 共同事業拠出金	66,404
8 基金積立金		179

	1 基金積立金	179
9 保健事業費		13,420
	1 保健事業費	13,420
10 諸支出金		60,049
	1 償還金及 還付金 加算 び金	60,049
歳出合計		81,938,821

議案第 14 号

令和 2 年度富山県港湾施設特別会計予算

令和 2 年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,517,725 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			426,045
	1 使 用 料		426,045
2 繰 入 金			427,419
	1 一 般 会 計 繰 入 金		427,419
3 繰 越 金			86,760
	1 繰 越 金		86,760
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			577,500
	1 県 債		577,500
歳 入 合 計			1,517,725
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,517,725
	1 港 湾 費		1,517,725
歳 出 合 計			1,517,725

港湾施設特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	138,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	24,000			
借換債	415,000			
計	577,500			

議案第 15 号

令和 2 年度富山県工業用地等管理特別会計予算

令和 2 年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,967千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			52,989
	1 使 用 料		52,989
2 財 産 収 入			25,662
	1 財 産 運 用 収 入		23,170
	2 財 産 売 払 収 入		2,492
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			78,967
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			24,485
	1 臨海工業用地 造成事業費		24,485
2 太閤山住宅団地 造成事業費			2,491

工業用地等管理特別会計

	1 大 閣 山 住 宅 団 地 造 成 事 業 費	2,491
3 ふ頭用地造成事業費		51,991
	1 ふ頭用地造成事業費	51,991
歳 出 合 計		78,967

令和 2 年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	225,400人	1日平均	618人
外来患者	年間	362,130人	1日平均	1,490人

(2) 主要な建設改良事業

電子カルテ等病院情報システム更新事業	2,089,000千円
劣化改修事業	274,000千円
医療器械整備	367,251千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	73,000人	1日平均	200人
外来患者	年間	80,190人	1日平均	330人

(2) 主要な建設改良事業

外構等整備	28,000千円
医療器械整備	187,393千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		29,604,157千円
第1項 医業収益		26,274,459千円
第2項 医業外収益		3,262,070千円
第3項 特別利益		67,628千円
	支	出
第1款 病院事業費用		29,519,572千円
第1項 医業費用		29,181,661千円
第2項 医業外費用		337,410千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,978,316千円は、過年度分損益勘定留保資金1,978,316千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		4,151,396千円
第1項 企業債		3,540,000千円
第2項 補助金		294,174千円
第3項 出資金		316,221千円
第4項 固定資産売却代金		1千円
第5項 資本剰余金		1,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		6,129,712千円
第1項 建設改良費		3,280,159千円
第2項 企業債償還金		2,849,053千円
第3項 予備費		500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと

定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院調理業務委託	令和3年度から 令和5年度まで	723,000
富山県立中央病院F P D 搭載デジタルX線TV装 置保守業務委託	令和3年度から 令和8年度まで	107,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院 電子カルテ等 病院情報システム 更新事業費	2,089,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院 劣化改修事業費	274,000			
富山県立中央病院 歯科口腔外科外来 改修事業費	47,000			
富山県立中央病院 外来駐車場 新規造成事業費	198,000			
富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	157,000			
富山県立中央病院 借 換 債	563,000			
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター 外構等整備事業費	25,000			
富山県リハビリテー ション病院・こども				

支援センター 医療器械 整備事業費	187,000		
計	3,540,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,384,174千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,519,274千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,351,944千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,053,771千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	F P D搭載デジタルX線TV装置	4
	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	1

令和2年2月26日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

令和 2 年度富山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6 市
(2) 年間総処理水量	44,547,520m ³
(3) 1 日平均処理水量	122,048m ³
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道事業費	3,328,366千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		7,583,300千円
第 1 項 営業収益		2,898,978千円
第 2 項 営業外収益		4,684,302千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		7,135,379千円
第 1 項 営業費用		6,869,273千円
第 2 項 営業外費用		236,027千円
第 3 項 特別損失		29,579千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 249,855 千円は、引継金 249,855 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		4,112,208千円

第1項 企業債	671,000千円
第2項 補助金	2,825,208千円
第3項 建設負担金	592,150千円
第4項 受託工事収入	23,850千円

支 出

第1款 資本的支出	4,362,063千円
第1項 建設改良費	3,341,282千円
第2項 受託工事費	23,850千円
第3項 企業債償還金	996,931千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,478,842千円及び2,604,050千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小矢部川流域下水道二上浄化センター3号汚泥溶解施設改築その2工事委託	令和3年度	600,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	671,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は

		方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
--	--	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 78,565千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、939,528千円である。

令和2年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

令和 2 年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	479,244MWh		
(2) 主要な建設改良事業	固定資産改良事業	事業費	1,564,208千円
	発電所老朽化対策事業	事業費	40,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	5,322,587千円
第 1 項 営業収益	5,168,799千円
第 2 項 財務収益	2,440千円
第 3 項 営業外収益	151,328千円
第 4 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	4,454,525千円
第 1 項 営業費用	4,173,440千円
第 2 項 財務費用	31,914千円
第 3 項 営業外費用	244,151千円
第 4 項 特別損失	20千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,730,278 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,219,665 千円、過年度分損益勘定留保資金 510,613 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	244,213千円
第1項 補助金	26,415千円
第2項 投資及び貸付金償還金	217,778千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,974,491千円
第1項 建設改良費	1,624,208千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	346,273千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主変圧器更新工事費	令和3年度	175,120
主要制御装置等更新工事費	令和3年度	159,500
主要機器等修繕工事費	令和3年度	297,000
発電所老朽化対策事業費	令和3年度から 令和10年度まで	24,460,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 799,974千円

(2) 交際費 190千円

令和2年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

令和 2 年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	39,009,740m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	151,690千円
	東部水道用水供給事業	事業費	45,204千円
	固定資産改良事業	事業費	767,403千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	1,982,423千円
第 1 項 営業収益	1,878,555千円
第 2 項 営業外収益	103,848千円
第 3 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	1,801,828千円
第 1 項 営業費用	1,726,389千円
第 2 項 営業外費用	74,919千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額663,389千円は、当年度分損益勘定留保資金484,562千円、過年度分損益勘定留保資金 178,827 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	713,296千円
第 1 項 企業債	668,000千円

第2項 長期借入金 45,286千円
 第3項 雑入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 1,376,685千円
 第1項 建設改良費 964,297千円
 第2項 企業債償還金 400,569千円
 第3項 他会計補助金返還金 11,819千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費供給事業費	613,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水費供給事業費	55,000			
計	668,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち

他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 298,774千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

令和2年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

令和 2 年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	78,309,655m ³		
(2) 主要な建設改良事業			
西部工業用水道建設事業		事業費	1,663,139千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	27,282千円
固定資産改良事業		事業費	356,854千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	2,286,518千円
第 1 項 営業収益	2,132,632千円
第 2 項 営業外収益	153,866千円
第 3 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	1,668,902千円
第 1 項 営業費用	1,623,754千円
第 2 項 営業外費用	44,628千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,375,768 千円は、当年度分損益勘定留保資金 657,288千円、過年度分損益勘定留保資金718,480千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	1,077,479千円

第1項 企業債	562,000千円
第2項 長期借入金	14,257千円
第3項 補助金	6,000千円
第4項 受託工事収入	12,222千円
第5項 工事負担金	483,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,453,247千円
第1項 建設改良費	2,047,275千円
第2項 受託工事費	12,222千円
第3項 企業債償還金	203,750千円
第4項 他会計借入金償還金	190,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
西部工業用水道事業吉谷線配水施設設置工事	令和3年度	405,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	280,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること
固定資産改良費	281,100			
計	562,000			

	後において は、当該見 直し後の利 率)	ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
--	-------------------------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 129,083千円
- (2) 交 際 費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和2年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

令和 2 年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 86,870台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	71,497千円
第 1 項 営業収益	69,644千円
第 2 項 営業外収益	1,833千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	49,959千円
第 1 項 営業費用	43,290千円
第 2 項 営業外費用	6,149千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,202千円は、当年度分損益勘定留保資金17,054千円、過年度分損益勘定留保資金21,148千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑 入	10千円

支 出

第 1 款 資本的支出	38,212千円
第 1 項 他会計借入金償還金	38,212千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,118千円

令和2年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一